

鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録実施要綱

1 目的

鳥取県胃がん検診実施指針に基づいて市町村が実施する胃がん検診の精密検査医療機関を登録制にすることにより、胃がん検診の精度管理を図る。

2 実施方法等

(1) 登録を希望する医療機関は、鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録届出書〔以下「届出書」という。(様式第1号)〕を所属の地区医師会を經由して鳥取県健康対策協議会(以下「健対協」という。)に提出する。

(2) 健対協は、提出された届出書により、胃がん検診精密検査登録医療機関(以下「登録機関」という。)を取りまとめ、別記「鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録基準」により、鳥取県成人病検診管理指導協議会胃がん部会及び鳥取県健康対策協議会胃がん対策専門委員会(以下「部会」という。)で登録機関を決定する。

ただし、部会等は年2回しか開催されないことから、部会等の長によって登録機関が決定される場合もあり、その場合、次回の部会等で報告がなされる。

(3) 登録を自体するとき、所属の地区医師会を經由して健対協に届け出る。

(4) 届出書は、地区医師会が保管する。

3 登録医療機関名簿の作成等

(1) 健対協は、上記により決定した登録機関の名簿を作成し、地区医師会、鳥取県健康対策協議会胃がん検診読影委員会(以下「読影委員会」という。)及び県健康政策課に送付する。

(2) 県健康政策課は、登録機関の名簿を保健所及び市町村に送付する。

4 登録の更新

(1) 登録の更新は原則として3年に1回実施することとする。

(2) 年度途中で登録された者の登録期間は、その登録の日から(1)に定める次の更新時期までの期間とする。

(3) 更新手続きは、登録手続きに準じて行うものとする。

5 庶務

胃がん検診精密検査医療機関登録に関する事務は、健対協において行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、胃がん検診精密検査医療機関登録に関して必要な事項は、部会で定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

この要綱は、平成8年11月28日から適用する。

この要綱は、平成10年8月11日から適用する。

この要綱は、平成14年10月7日から適用し、平成15年度の事業から適用する。

この要綱は、平成20年3月31日から適用し、平成18年度の事業から適用する。

(別 記)

鳥取県胃がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 精密検査として、内視鏡検査が実施できること。
- 2 精検組織の採取が可能な胃内視鏡検査装置を有し、かつ内視鏡検査に熟知した医師が対応できること。
- 3 食道、胃内視鏡検査の臨床例が年間50例以上あること。
- 4 精密検査の結果判明は、胃精密検査紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- 5 発見胃がんに関して部会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- 6 胃がん検診読影委員会が主催する症例検討会に出席すること。
- 7 担当医が、胃がん検診従事者講習会を過去3年間に1度は受講していること。
- 8 担当医が、胃がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していること。
- 9 関連の各種学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。
- 10 平成14年度末において胃がん検診精密検査医療機関に登録されている機関については、胃がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していれば、登録を認めるものとする。なお、この措置は、平成15年度当初の更新に限り適用するものとする。

(別記) 対象となる講習会等

講習会等の区分	開催頻度	点数
胃がん検診従事者講習会	全県 1回/年	5点
胃がん検診症例研究会	東部 6回/年 西部 2回/年	3点
消化器がん検診症例検討会	中部 6回/年	3点
胃疾患研究会	東部 11回/年	3点
鳥取消化器疾患研修会	東部 2回/年	3点
消化器病研究会	中部 6回/年	3点
山陰消化器研修会	全県 6回/年	3点
消化管研究会	西部 22回/年	3点
消化器内視鏡学会(全国学会・地方会)	各 1回/年	3点
消化器病学会(全国学会・地方会)	各 1回/年	3点
消化器集団検診学会(全国学会・地方会)	各 1回/年	3点